

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年11月26日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和2年10月7日に行われた人事院勧告を勘案した職員の期末手当についての改正及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴う所要の改正を行う必要があり、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

第2条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

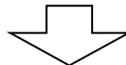
## 1 趣 旨

令和 2 年 10 月 7 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末手当についての改正及び地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うこととした。

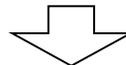
## 2 内 容

- ( 1 ) 期末手当及び勤勉手当の支給について、条文中の成年被後見人及び被保佐人に関する部分を削除することとした。
- ( 2 ) 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、令和 2 年 12 月期及び令和 3 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のとおり改正することとした。

		一般職職員	
		期末手当	勤勉手当
現 行	6 月期	1.3 月	0.95 月
	12 月期	1.3 月	0.95 月
	計	2.6 月	1.9 月
	年間計	4.5 月	



		一般職職員	
		期末手当	勤勉手当
公 布 日 施 行	6 月期	1.3 月	0.95 月
	12 月期	1.25 月	0.95 月
	計	2.55 月	1.9 月
	年間計	4.45 月	



		一般職職員	
		期末手当	勤勉手当
令 和 3 年 4 月 施 1 行 日	6 月期	1.275 月	0.95 月
	12 月期	1.275 月	0.95 月
	計	2.55 月	1.9 月
	年間計	4.45 月	

### 3 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条は令和3年4月1日から施行することとした。

【第1条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p>	<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p>
<p>( 期末手当 )</p>	<p>( 期末手当 )</p>
<p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>	<p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125再任用職員にあっては、100分の72.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務</p>

改正後	改正前
<p>員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第17条第1項の規定により規則で定める日にそれぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)</u>についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第17条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>8 (略)</p>

【第2条】葉山町一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5再任用職員にあっては、100分の72.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p>	<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(再任用職員にあっては、100分の72.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4)</p>